

推進区域について（案）

推進区域の設定

○ 推進区域について、地域の実情に応じた地域医療構想の取組を更に推進するため、都道府県との調整を踏まえ、①～④の事項等を総合的に勘案して、以下のとおり設定する。

- ① データの特性だけでは説明できない合計病床数の必要量との差異が特に生じていること
- ② データの特性だけでは説明できない機能別病床数の必要量との差異が特に生じていること
- ③ 令和5年9月末調査において再検証対象医療機関における対応状況として検証中または検証未開始の医療機関があること
- ④ その他医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられること

※「調整中」の都道府県について、引き続き調整を行う。

【7月5日時点】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">▪ 北海道【調整中】▪ 青森県【青森】▪ 岩手県【両磐】▪ 宮城県【石巻・登米・気仙沼】▪ 秋田県【大館・鹿角、能代・山本】▪ 山形県【庄内】▪ 福島県【会津・南会津】 | <ul style="list-style-type: none">▪ 茨城県【土浦、鹿行、取手・竜ヶ崎】▪ 栃木県【宇都宮】▪ 群馬県【伊勢崎、藤岡】▪ 埼玉県【北部】▪ 千葉県【香取海匝】▪ 東京都【区中央部、区南部、区西南部、区西部、区西北部、区東北部、区東部、西多摩、南多摩、北多摩西部、北多摩南部、北多摩北部、島しょ】▪ 神奈川県【県西】▪ 新潟県【中越】▪ 山梨県【峡南】▪ 長野県【上小】 | <ul style="list-style-type: none">▪ 富山県【新川】▪ 石川県【能登北部】▪ 岐阜県【飛騨、東濃】▪ 静岡県【駿東田方】▪ 愛知県【東三河北部】▪ 三重県【松阪】 |
| <ul style="list-style-type: none">▪ 福井県【嶺南】▪ 滋賀県【湖北】▪ 京都府【丹後】▪ 大阪府【南河内】▪ 兵庫県【調整中】▪ 奈良県【調整中】▪ 和歌山県【有田、新宮】 | <ul style="list-style-type: none">▪ 鳥取県【調整中】▪ 島根県【調整中】▪ 岡山県【真庭】▪ 広島県【呉】▪ 山口県【宇部・小野田】▪ 徳島県【東部】▪ 香川県【東部】▪ 愛媛県【松山】▪ 高知県【中央】 | <ul style="list-style-type: none">▪ 福岡県【調整中】▪ 佐賀県【中部、南部】▪ 長崎県【長崎】▪ 熊本県【熊本・上益城】▪ 大分県【東部、北部】▪ 宮崎県【西諸】▪ 鹿児島県【始良・伊佐】▪ 沖縄県【中部、南部】 |

※ 原則として各都道府県あたり1～2か所設定することとしているが、地域の実情等を踏まえ、複数の圏域にまたがる課題の解決が必要な場合等には、複数の構想区域を設定。

※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量の計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。